



報道関係者 各位

平成 28 年 9 月 15 日

【照会先】

宮城労働局労働基準部監督課

監督課長 鈴木 聡

専門監督官 高橋 喜治

電話 022 (299) 8838

木造家屋建築工事一斉監督指導の実施結果

～ 37 現場中 27 現場 (73.0%) で法違反、7 現場に設備の使用停止等を命令～

宮城労働局（局長 尾形強嗣）では、東日本大震災の復旧・復興工事に係る建設業の労働災害防止に関して、平成 28 年度から復興・創生期間に移行することに伴い、これまでの生活基盤の復旧工事等が減少し、住宅建築工事が本年度末に向けて本格化していることなどから、平成 28 年 7 月 11 日（月）から同年 7 月 22 日（金）までの期間中、住宅建築工事が数多く施工されている仙台労働基準監督署、石巻労働基準監督署管内の木造家屋建築工事現場に対する監督指導を集中的に実施しましたので、その結果を公表します。

宮城労働局では、木造家屋建築工事に係る労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、本年に入り前年同期比で大幅な増加傾向にあることから、今回の監督指導結果を踏まえ、引き続き木造家屋建築工事現場に対する監督指導等を実施していくとともに、現在推進している「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」の一環として、関係事業者団体、労働災害防止団体とも連携して木造家屋建築工事における労働災害防止に取り組んでいくこととしています。

【結果の概要】（詳細は別紙）

- 1 監督指導実施現場数
37 現場
- 2 労働安全衛生法違反を認めた現場数
27 現場、73.0%
- 3 主な違反状況（違反の多かった上位 3 項目）
 - (1) 墜落防止措置
21 現場、56.8%
 - (2) 元方事業者の講ずべき措置
12 現場、32.4%
 - (3) 木造建築物の組立等作業主任者の氏名、職務の周知
5 現場、13.5%

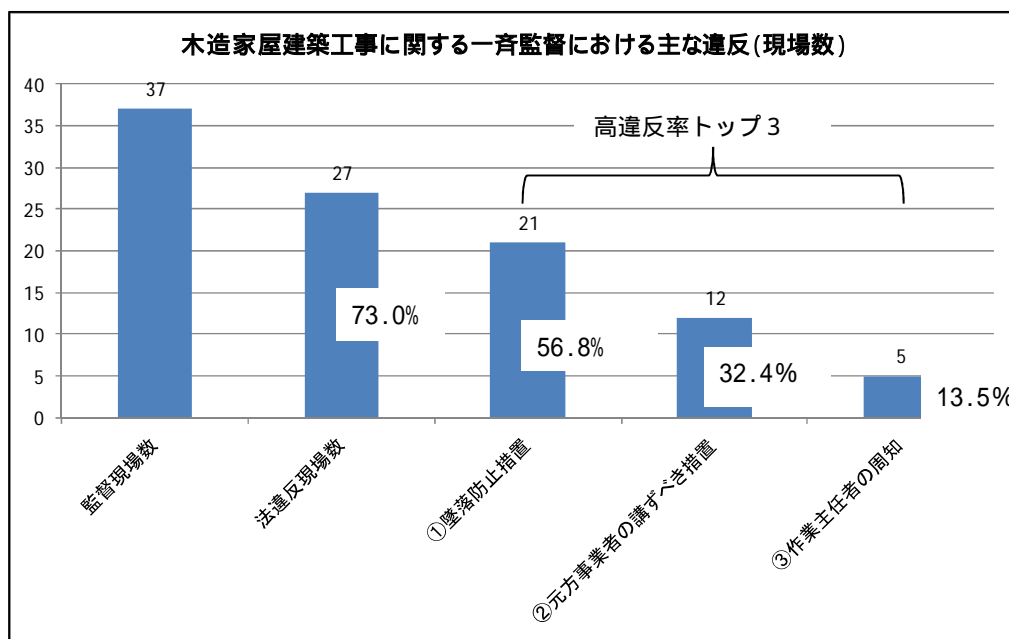
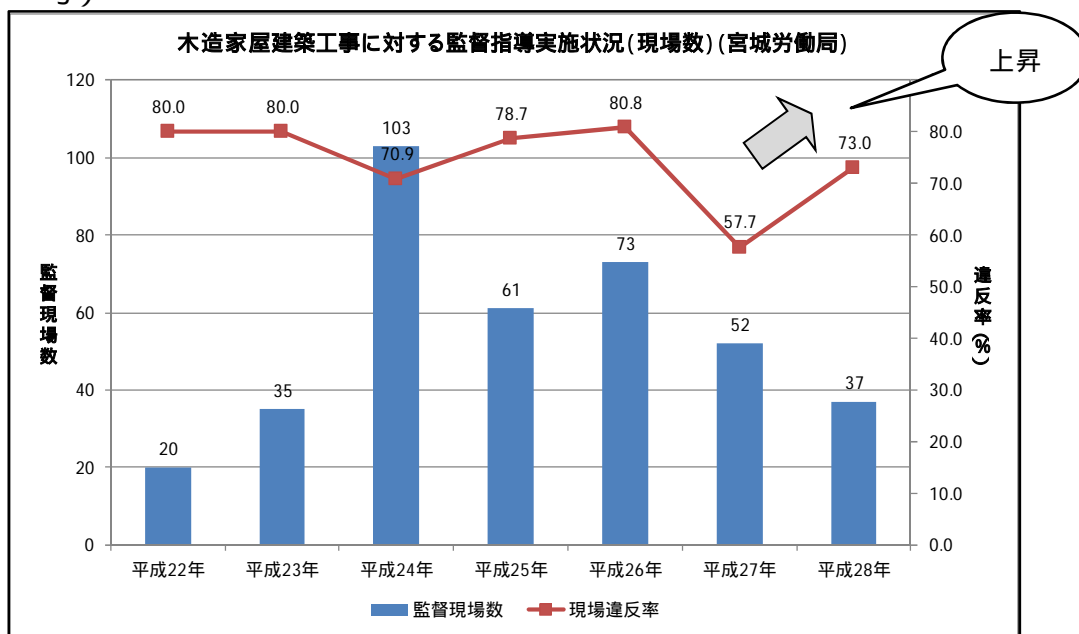
平成 28 年度 木造家屋建築工事一斉監督指導実施結果

1 監督指導実施結果の詳細

(1) 違反率等

	合 計	(仙台署)	(石巻署)
監督指導実施現場数	37	(23)	(14)
法違反現場数	27	(16)	(11)
違 反 率 (%)	<u>73.0</u>	(69.6)	(78.6)
使用停止等命令現場数	7	(3)	(4)

(参 考)



(2) 法違反の詳細

< 墜落防止措置に関する違反の詳細 >

屋根の端、2階作業床の端に囲い・手すり等を設けていない、2階床の開口部、階段周り等作業床の端に囲い、手すり等を設けていない、足場作業床について、高さ85cm以上の手すりを設ける等基準に適合したものとなっていないなど墜落防止措置に関する法違反が多く現場に認められた。(21現場、56.8%)

(安衛則第518条、同第519条、同第563条、同第653条、同655条ほか)

また、このうち、特に高所からの墜落等により重篤な労働災害につながるおそれ大きいとして、監督時に設備の使用停止等の行政処分を行った現場が、7現場あった。

作業床からの墜落防止に関して、建屋の外部作業、内部作業別の状況は下表のとおりであり、今回の監督指導の中では内部作業における墜落防止措置に関する違反が多く認められている。

主要項目	合計	(仙台署)	(石巻署)
(外部作業における墜落防止等) 屋根の端、2階作業床(足場)の端に囲い、手すり等を設けていなかったもの。 (安衛則第519条第1項、第653条第1項)	6現場 (16.2%)	(3) (13.0%)	(3) (21.4%)
(内部作業における墜落防止措置等) 2階床の開口部、階段周り等作業床の端に囲い、手すり等を設けていなかったもの。 (安衛則第519条第1項、第653条第1項)	11現場 (29.7%)	(6) (26.1%)	(5) (35.7%)

< 元方事業者の講ずべき措置 >

労働安全衛生法第29条第1項に基づき、下請に墜落防止等に関する法違反が認められ、元方事業者がその違反防止のために必要な指導を行っていないとして同法第29条違反の指摘を受けた現場数は、12現場(32.4%)であった。

元方事業者として指導が不十分であった事項としては、高さ2m以上の作業床の端、開口部等について墜落防止のための措置(安衛則第519条):5現場、高さ2m以上の箇所の作業床の設置(安衛則第518条):1現場、足場についての法定基準どおりの設置(安衛則第563条):1現場 などであった。

主要項目	合計	(仙台署)	(石巻署)
元方事業者による下請事業者の指導 (安衛法第29条第1項)	12 (32.4%)	(7) (30.4%)	(5) (35.7%)

< 木造建築物の組立て等作業主任者の氏名、職務の周知 >

木造建築物の組立て等の作業(軒の高さが5m以上のものに限る)については、作業主任者を選任し、その者の直接の指揮のもとに作業を行うとともに、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知することになっているが、周知のための措置が取られていなかった現場が、5現場(13.5%)認められた。

なお、作業主任者を選任していない現場も1現場(2.7%)も認められた。

主要項目	合計	仙台署	石巻署
木造建築物の組立て等作業主任者の氏名、職務の周知 (安衛則第18条)	5 (13.5%)	2 (8.7%)	3 (21.4%)

<元方事業者ごとの状況>

今回監督を実施した現場における地場店社(本社を宮城県内に置いているハウスメーカー等)と全国展開店社(本社を宮城県外に置き全国的に工事を施工しているハウスメーカー等)の内訳は、以下のとおりであるが、違反率においては地場店社が約10%程度高くなっている。

	地場店社	全国展開店社
監督実施現場数 (構成比率)	22 (59.5%)	15 (40.5%)
違反現場数 (違反率)	17 (77.3%)	10 (66.7%)

2 墜落防止に係る違反の態様

(1) 建屋内部・外部作業における墜落防止

内部造作作業のために下請事業者の作業員が2階部分で床張り作業を行っていたが、階段取付部分の墜落防止のための措置が取られていなかった。

また、外部足場が組めない場所(玄関前)に設けていた作業床の周囲が開口部となっており墜落防止のための措置が取られていなかった。

(2) 建屋内部作業における墜落防止

建屋2階床の開口部について、墜落防止のための防網の設置範囲が不十分であった。

(3) 建屋外部作業における墜落防止

建屋外部において下請事業者が塗装作業を行っていたが、足場作業床と建屋の間から墜落のおそれがあるのに、墜落防止のための手すり等が設けられていなかった。

3 今回の一斉監督指導における特徴点等

ポイント1

法違反の内容として、墜落防止措置に関するものが高い水準(監督指導現場の半数以上)で認められたこと。具体的に墜落防止上の危険がある箇所としては、建物内部における作業場所(2階床部分、階段付近)に多くの問題が認められた。

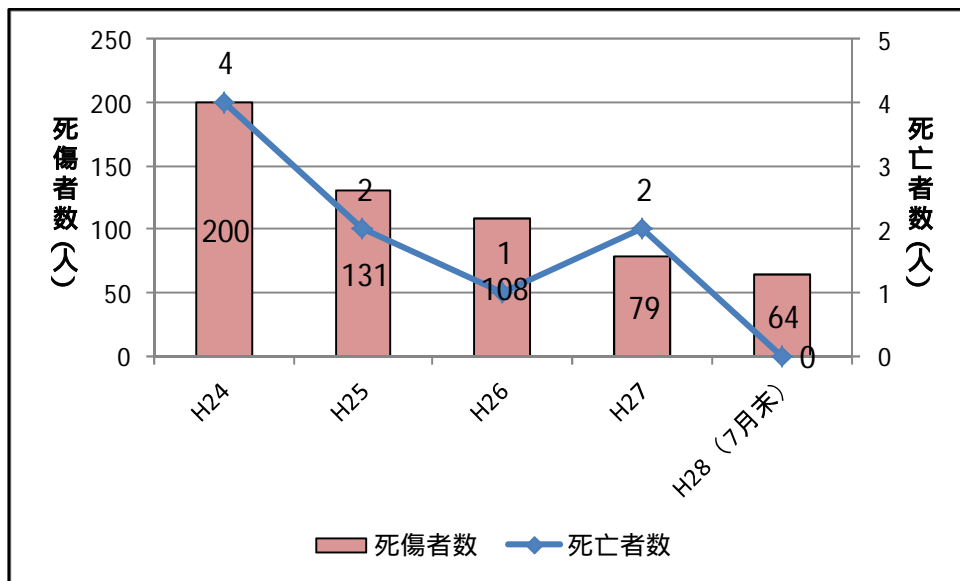
このように、墜落により生命・身体に危険が及ぶ状態での作業が放置されていることから、あらかじめ適切な措置を講じてから作業させることが必要であること。

ポイント2

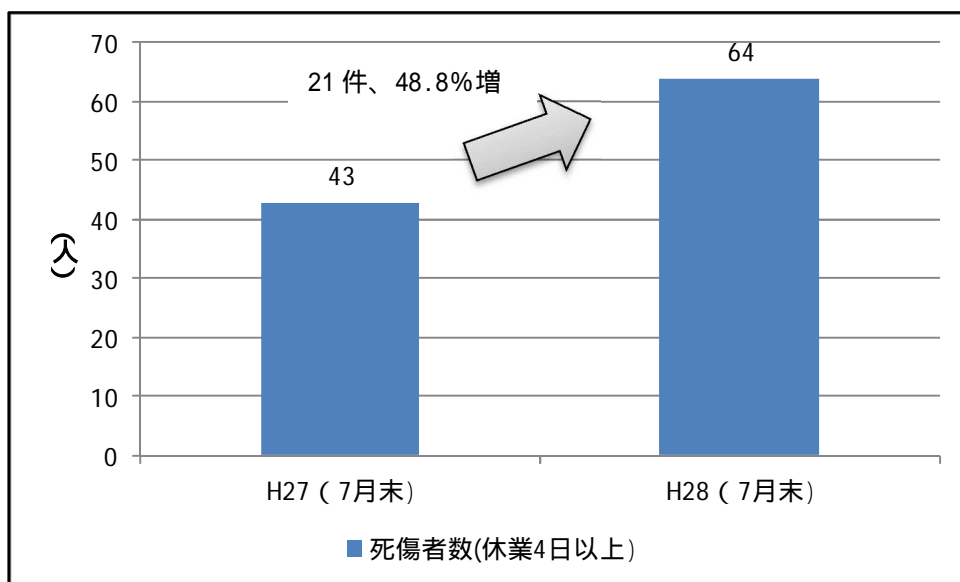
下請事業者に認められた法違反について、元方事業者としての指導等が適切に行われていないとされたものが、12現場（32.4%）認められ、また、木造建築物の組立て等作業主任者の周知などに問題のあるものが16%程度と多く認められたこと。

こうしたことから、現場を統括管理する元方事業者による安全管理の徹底が必要であること。

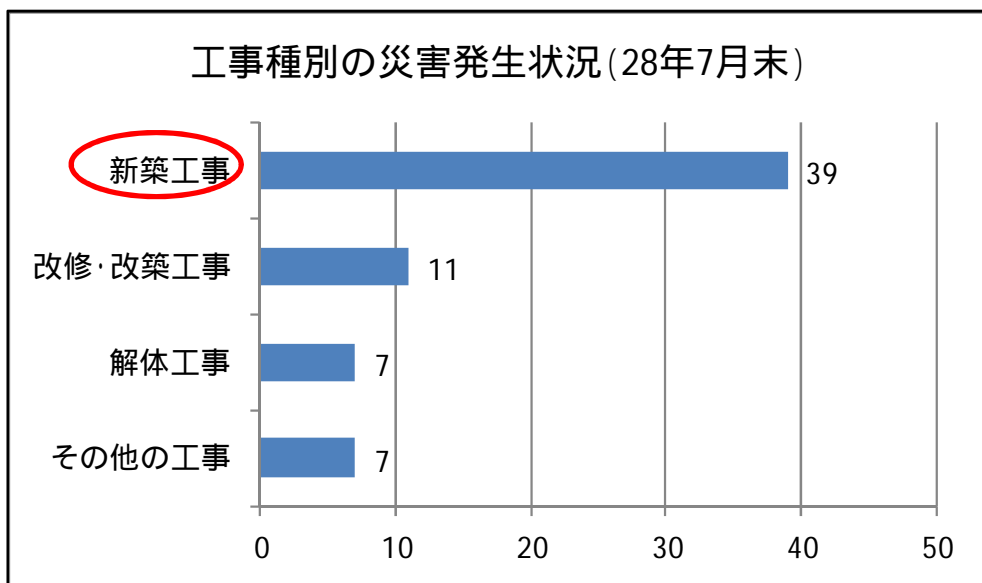
木造家屋建築工事における労働災害発生状況



平成 28 年における木造家屋建築工事の労働災害発生状況 (前年同期比較)



平成 28 年の木造家屋建築工事の労働災害（64 件の工事種別内訳）



平成 28 年の木造家屋建築工事の労働災害（新築工事 39 件の事故の型別内訳）

